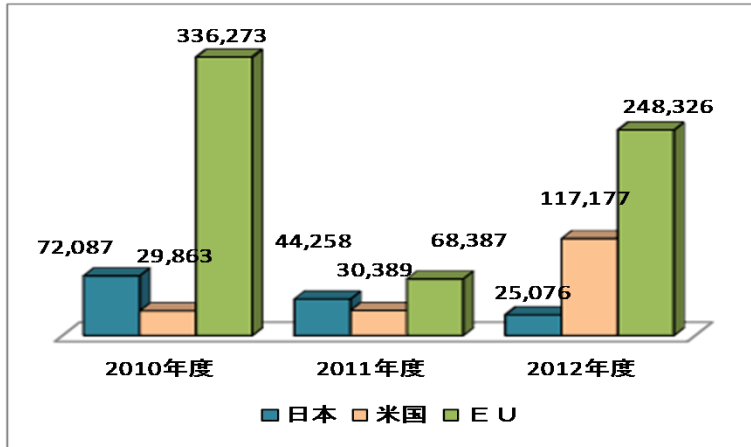


米国及びEUにおけるカルテル・入札談合に対する法執行状況

(注) 2013年9月現在
(出所) 米国：司法省ウェブサイト、EU：欧州委員会ウェブサイト

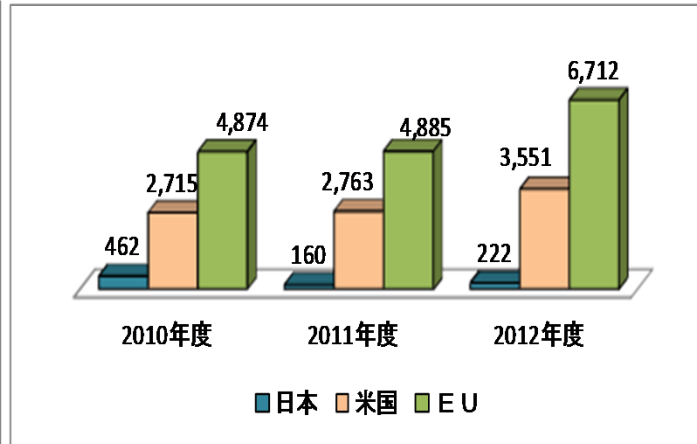
1. 法人への制裁金等の額

単位：百万円



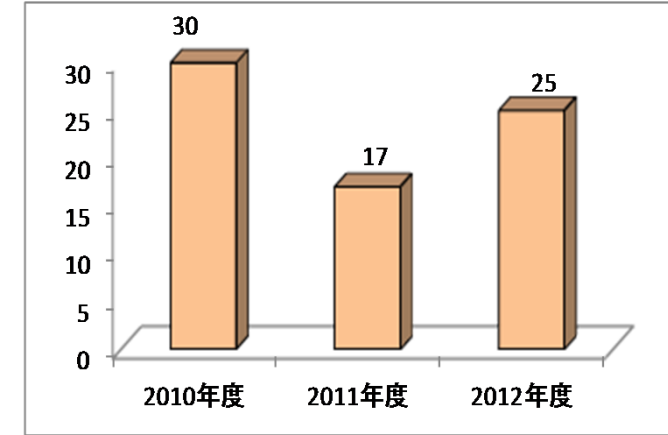
2. 一事業者当たりの制裁金等の額

単位：百万円



3. 刑事罰の対象となった個人の平均収監月数（米国）

単位：月



- (注1) 日本及びEUについては、カルテル・談合に係る課徴金・制裁金の額、米国については、事業者に対する全ての罰金の額。
(注2) 米国及びEUについては、財務省貿易統計における外国為替相場の年平均レートを基に円に換算（2012年度EUのみ、適用期間平成25年9月22日から平成25年9月28日の平均週レートを使用）。表2も同様。
(注3) 「年度」の期間については、日本：4月1日～3月31日、米国：10月1日～9月30日、EU：1月1日～12月31日である。表2及び表3も同様。

- (注1) 日本及びEUについては、カルテル・談合に係る課徴金・制裁金の累計額を対象事業者で割ったもの。
(注2) 米国については、事業者に対する全ての罰金の累計額を対象事業者で割ったもの。

- (注) 2010年度には国際航空貨物に係るカルテルについて、2011年度には冷却用コンプレッサーに係るカルテル及び自動車用部品に係るカルテルについて、2012年度には自動車用部品に係るカルテルについて、それぞれ邦人幹部が刑事訴追されている（当委員会が把握しているものに限る。）。

4. 米国における罰金額 企業別上位5社

No.	対象商品	対象事業者	罰金額 (\$)
1	ビタミン (1999年)	スイス企業	5.0億
1	液晶ディスプレイパネル (2012年)	台湾企業	5.0億
3	自動車用部品 (2012年)	日本企業	4.7億
4	LCDパネル (2009年)	韓国企業	4.0億
5	航空貨物 (2008年)	フランス企業・オランダ企業	3.5億

5. EUにおける制裁金額 企業別・事件別上位5社・事件

(1) 企業別

No.	対象商品	対象事業者	制裁金額 (€)
1	自動車用ガラス (2008年)	フランス企業	9.0億
2	TV用PC用ブラウン管 (2012年)	オランダ企業	7.1億(※1)
3	TV用PC用ブラウン管 (2012年)	韓国企業	6.9億(※2)
4	ビタミン (2001年)	スイス企業	4.6億
5	ガス絶縁開閉設備 (2007年)	ドイツ企業	4.0億

- (※1) うち3.9億は、韓国企業と連帯して責任を負う。
(※2) うち3.9億は、オランダ企業と連帯して責任を負う。

(2) 事件別

No.	事件名	制裁金額 (€)
1	TV用PC用ブラウン管 (2012年)	14.7億
2	自動車用ガラス (2008年)	13.5億
3	エレベーター・エスカレーター (2007年)	8.3億
4	航空貨物 (2010年)	8.0億
5	ビタミン (2001年)	7.9億